

2020（令和2）年度

社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

事業計画

一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”を目指して、「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりを進めます」

目次

1. 総論

2. 重点事業

1. 財務体質の改善と組織、人材育成のための改革
2. 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化
（学区社協の運営と活動への支援）
3. 新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり
（ボランティアセンター事業）
4. 災害時にも強い支援体制づくり
5. 市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握
（子ども若者総合相談窓口・生活困窮者自立相談支援事業の充実）
6. 権利擁護支援の充実
7. 生きる力を育む場づくり
（ファミリーサポートセンター事業）

3. 事業一覧

大津市社協 第5次地域福祉活動計画の3つの基本目標ごとに事業を記載する。

- 目標1. 多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり
目標2. 一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり
目標3. 新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり

1. 総論

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められている。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。令和2年2月から国内に蔓延した「新型コロナウイルス感染症」に係る暮らしや経済活動の影響は、令和2年度の私たちの暮らしに大きなダメージになると予想される。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

国は先般、地域共生社会の実現として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う、新たな事業を創設すべきとした。

本会では、地域福祉活動計画の3つの目標である、「多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり」「一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり」「新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり」の達成を目指すことが、国が先に示した3つの新たなキーワード「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」であり、地域共生社会の実現につながる実践と考えている。

具体的には、次の7つの重点事業を行う。1.財務体質の改善と組織、人材育成のための改革、2.小地域における福祉のまちづくりの基盤強化、3.新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり、4.災害時にも強い支援体制づくり、5.市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握、6.権利擁護支援の充実、7.生きる力を育む場づくりに取り組む。

とくに、社会福祉法人制度改革に伴い、従来にも増して高い専門性をもった職員の確保と定着が求められている。そのためには、これまでの行政に準じた人事制度を抜本的にあらため、法人の理念や各部署の目標に基づき、業務の達成度や期待される職務・役割、能力を評価し、能力開発や人材活用及び働き甲斐のある職場作りが課題に

なっている。そこでこれらの課題の解決に資するため、賃金・人事考課制度の構築（キャリアパスを含む）を目指す。

これまで本会は、大津市の施策実施の一翼を担い、大津市行政とともに地域福祉を推進していくことを本会に課せられた役割の一つとして活動してきた。また一方で、法人格を有する民間法人として市民にその存在価値を示すためには、自主財源を確保しながら、主体的に事業を企画実施していくことが何よりも重要であると考えている。以上のことを踏まえ、社協にしか果たせない地域福祉推進の機能を活かし、「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりの推進」を行う。

以下、重点事業、事業一覧について述べる。

2. 重点事業

1. 財務体質の改善と組織、人材育成のための改革

【目的・方向性】

本会の財源の4割を占める補助金収入の内、主な財源である大津市運営補助金は、大津市が緊迫した財政縮減の中、補助金の厳しい査定が行われる方向にある。従来以上に、補助金の算出根拠に明確な説明が求められ、本会として内容を精査し、財源の確保に対応しなければならない。

補助金のみならず、将来を見据えた安定的な社協運営のために、あらゆる経費の見直し・削減等により支出を適正額に抑えていくこと、また、寄付や会費について、増額方策検討や新たな財源確保が重要となっている。

また、同一労働同一賃金を定めた「働き方改革関連法」が順次施行され、本会は令和3年度から法の適用対象となることから、賃金制度を見直し、各種関係規程の改定を行っていく。

【事業概要】

- (1) 経費削減を含めた財務体質の改善のための財源の見直しと新たな取り組み
- (2) 人事考課制度の構築・目標管理制度の導入
- (3) 働き方改革に伴うワーク・ライフ・バランスの実現及び新給与体系の構築

2. 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化（学区社協の運営と活動への支援）

【目的・方向性】

市内 36 学区にはそれぞれ学区社協、地区民生委員児童委員協議会が組織されるとともに、福祉委員がすべての学区に配置されており、市民自らが参加する支えあい・助けあいなどの活動を進めて行くうえで大きな役割を担っている。しかし、地域のつながりが希薄化する中で、自治会加入者や担い手が減少しているため、小地域における福祉活動が活性化するよう基盤強化を図る。

【事業概要】

- (1) 学区社協基盤強化の検討と予防的社会福祉の実践
- (2) 地域福祉活動への新たな担い手の発掘（福祉施設、退職シニア）
- (3) 市および学区におけるまちづくり協議会の動向について情報共有

3. 新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進（ボランティアセンター事業）

【目的・方向性】

地域福祉の担い手であるボランティア活動者も高齢化や固定化、若年層の不足、ボランティアに関心はあるが行動につながらないなど課題がある。ボランティアセンターでは、既存のボランティアグループの活性化と新たな参加者が活動できる取り組みをすすめることで、ボランティア活動者の拡充を図る。

とくに、中高生や大学生などがボランティア活動や地域福祉活動に参加できる取り組みを推進することで、地域への愛着を醸成しまちづくりの活性化を図る。

【事業概要】

- (1) 若者が参加しやすいボランティア活動のメニュー化（見える化）
- (2) 子どもたちが地域福祉を学ぶ機会づくり
- (3) おおつボランティア情報システムの充実

4. 災害時にも強い支援体制づくり

【目的・方向性】

災害時の被災者支援活動には、的確な情報の把握と支援に必要な資機材や資金の確保、ボランティア等による支援が必要であるため、平常時から「災害・防災」をキーワードにした企業や関係機関等との連携を推進する。また、災害時に迅速な対応ができるよう、災害ボランティアや災害ボランティアセンターに対する市民の理解を図る。

【事業概要】

- (1) 災害ボランティアセンターガイドライン・運営マニュアルの見直し
- (2) 災害ボランティア事前登録者の拡充と養成講座を通じた人材育成
- (3) 企業・関係団体等での防災出前講座の開催

5. 市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握

(子ども若者総合相談窓口・生活困窮者自立相談支援事業の充実)

【目的・方向性】

生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付事業、ふれあい相談事業、子ども若者総合相談窓口事業等を通して、個人や家族の様々な状況に関する情報収集を行い、困難状況を把握し支援を行う。とくに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活苦、子どもの不登校や若者から中高年まで全世代における引きこもりの問題、就職氷河期世代の就職が社会問題となっていることを踏まえ、子ども・高齢・障害の各分野との連携強化を図りながら、地域共生社会の実現に向け、多職種協働による相談支援体制の構築を目指す。

【事業概要】

- (1) 相談援助のための知識、アセスメント力の向上
- (2) 生活困窮・引きこもり支援の地域ネットワークの充実
- (3) 就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラムの実施
- (4) 就労体験先の拡充、及び就労定着に向けたフォローアップ
- (5) 当事者サロン「ふわりサロン」の開催
- (6) 生活支援物資の収集と活用

6. 権利擁護支援の充実

【目的・方向性】

地域福祉権利擁護事業を軸に、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でないために金銭管理や暮らしの中の手続きに不安をもっておられる方の、日常生活に寄り添い、生活の安全と心身の安定を図る。

また、そのために、様々な制度・社会資源を活用し、ご利用者の尊厳と意思決定支援が途切れることのないよう、権利擁護支援ネットワークの充実を図り、必要な場合は成年後見制度へのスムーズな移行を目指す。

あわせて、元気なひとり暮らし高齢者を対象に、エンディングノート「私の整理帳」を活用し、もしもの時や亡くなった後の支援として「預託金サービス」や「入退院時支援サービス」などを実施し、最期まで安心して暮らせるための「おひとり様ずっと安心事業」の実施を目指す。

【事業概要】

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 日常の金銭管理サービス
- (3) 書類等預かりサービス
- (4) 権利侵害、権利擁護支援にかかる相談援助業務
- (5) 事業実施に伴う関係機関との連携及び支援調整
- (6) 法人後見業務の取り組み
- (7) おひとり様ずっと安心事業の実施（「預託金サービス」等）

7. 生きる力を育む場づくり（ファミリーサポートセンター事業）

【目的・方向性】

大津市内に住む（または勤務する）「子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）」と「援助できる人（まかせて会員）」が会員となり、子育ての相互援助活動が行えるよう、会員組織づくりと相互援助活動の支援を行う。

【事業概要】

- (1) 会員募集、登録、その他会員組織に関する業務
- (2) まかせて(援助できる)会員の拡充
- (3) 会員のマッチングと相互援助活動の連絡、調整
- (4) 会員、市民に対しての講習会・交流会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 定期的な広報紙の発行

3. 事業一覧

* 第5次地域福祉活動計画の3つの基本目標ごとの事業一覧

多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり (基本目標1)

情報を必要な人に届ける取り組みの充実(方向性1-1)

- ・ 大津っ子まつりを通して子育て世代への情報提供(5月17日実施予定)
- ・ 広報紙「おおつ社協ニュースひまわり」の発行(年4回組回覧配布)
- ・ ホームページ、SNSを活用した広報活動の充実
- ・ ふれあいカレンダー(仮)の発行(ふれあいフォトから絵手紙へ)
- ・ 明日都浜大津プロムナードを活用した広報の実施(随時)

市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握(方向性1-2)

- ・ 生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施(受託)
自立相談支援事業
- ・ 総合ふれあい相談の実施(市内7か所、各月1回)
- ・ 相談機関連絡会の開催(年6回)
- ・ 子ども若者総合相談窓口事業
- ・ 法外援護及び扶助事業、生活福祉資金貸付事業の実施
- ・ 顧問弁護士による相談の実施(月2回)
- ・ 顧問司法書士による相談の実施(随時)
- ・ 大津市高齢者等見守りネットワーク事業の推進(事業所等との情報交換会の開催)
- ・ いのちのバトンの推進(強化月間、年1回のメンテナンス)

相談を受け止め、対応する力の向上(方向性1-3)

- ・ 傾聴ボランティア講座の開催
- ・ 相談活動セミナーの開催

コーディネーション力の高い専門職の充実(方向性1-4)

- ・ 制度のはざまの困りごとの支援(随時)
- ・ 職員研修会の実施
- ・ ボランティアコーディネーション力の向上

権利擁護支援の充実(方向性1-5)

- ・ 相談機関連絡会の開催(再掲)
- ・ 地域福祉権利擁護事業の実施
- ・ 法人後見業務の実施
- ・ ずっと安心事業の推進
かぎ預かり事業の推進
エンディングノート「私の整理帳」の普及と出前講座
- ⑨ おひとり様ずっと安心事業の実施(「預託金サービス」等)
- ・ 法人後見を実施するNPO法人「あさがお」との連携
- ・ 権利擁護研究会の開催(年4回)

大津市における地域包括ケア体制の構築（方向性1-6）

- ・ 車いす貸出事業の実施
- ・ 地域包括支援センター職員の派遣
- ・ ふれあい給食事業の推進（25学区）
- ・ ふれあいサロンの新規立上げ支援及びサロン交流会の実施
- ・ 生活支援体制整備事業の受託
 - 第1層、第2層生活支援コーディネーターの配置（再掲）
 - 第1層、第2層協議体の運営
- ・ 地域福祉担い手の育成
- ・ 小地域における見守り、助け合いの仕組みづくり
- ・ 介護サービス情報公表システムの更新
- ・ 社会資源冊子の活用

一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり （基本目標2）

福祉学習の推進（方向性2-1）

- ・ 福祉のまちづくり講座の助成
- ・ 社会福祉大会の開催
- ・ 社会福祉士、司法修習生等の実習生の受け入れ（年間15名程度）
- ・ 福祉教育、福祉体験の相談と支援
- ⑨ 施設連絡会と連携した福祉学習メニューの開発

生きる力を育む場づくり（方向性2-2）

- ・ 生活支援物資の受け入れと活用（夏と冬の呼びかけ）
- ・ 生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施（受託）
 - 自立相談支援事業（再掲）
 - 子どもの学習支援事業
 - 寺子屋プロジェクトの充実（25学区実施）
 - トワイライトステイ（4ヵ所）の実施と支援者ネットワークの強化
- ・ アディクションフォーラム実行委員会の運営支援（8月4日開催予定）
- ・ 滋賀の縁創造実践センターへの参画
- ・ ファミリーサポートセンターの運営
 - まかせて会員、おねがい会員の拡充とマッチング
- ・ 子ども食堂の支援
- ・ フリースペースの支援
- ・ 追悼事業の実施
- ・ 大津市社協 功労者顕彰事業の実施

小地域における福祉のまちづくりの基盤強化（方向性2-3）

- ・ 民生委員児童委員の活動支援
- ・ 市民生委員児童委員協議会連合会の支援
 - 会長会・理事会・専門部会（6部会が年各2回）・各種研修会の開催支援
- ⑨ 学区社協基盤強化の検討と予防的福祉の実践
- ・ 学区社協会長会議の開催（年7回）

- ・ 学区社協地域福祉活動計画作成の推進
- ・ 学区社協の手引きの作成推進（10 学区程度）
- ・ ブロックごとの社協連絡会の実施（各 3～4 回）
- ・ 学区社協追悼事業への助成（16 学区程度）

災害時にも強い支援体制づくり(方向性 2-4)

- ・ 常設災害ボランティアセンターの運営
- ・ 災害ボランティア事前登録者の拡充と災害ボランティアに関する人材育成
- ・ 防災出前講座の開催
- ・ 大津市総合防災訓練での現地災害ボランティアセンター（サテライト）設置訓練（9 月 田上学区）
- ・ おおつ災害ボランティアネットワークの設置
- ⑨ 災害時の事務局機能の維持対策と職員の安否確認訓練の実施
- ・ 企業、大学等との災害協定締結の推進
- ・ 日本防災士会滋賀県支部の事務局支援
- ・ 募金型自動販売機の拡充

新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり

（基本目標 3）

ボランティアやNPO活動の推進(方向性 3-1)

- ・ ボランティアセンターの運営
- ・ ボランティアセンター登録グループの拡充
- ・ おおつボランティア情報システムの充実
- ・ ボランティア保険加入の受付
- ・ 民間助成金の推進（随時）
- ・ ボランティアグループ、NPO、市民活動センターとの連携
- ・ ボランティアセンター運営委員会の推進（年 3 回程度）
- ・ ボランティア交流会の開催
- ・ ボランティアコーディネーション力の向上（再掲）

新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進(方向性 3-2)

- ・ ファミリーサポートセンターの運営(再掲)
まかせて会員、おねがい会員の拡充とマッチング
- ・ 傾聴ボランティア講座の開催（再掲）
- ・ 出合いのボランティアカフェの開催
- ・ 退職シニアの地域参加の支援
- ・ 若者のボランティア参加の支援
- ・ 地域福祉担い手の育成（再掲）
- ・ 福祉のまちづくり講座の助成（再掲）
- ・ 学区社協地域福祉活動計画作成の推進（再掲）
- ・ 学区社協の手引きの作成推進（再掲）

地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり(方向性3-3)

- ・ 自治連合会、民児協連、共同募金委員会、社協との連絡会議の開催(8月)
- ・ 学区社協地域福祉活動計画作成の推進(再掲)
- ・ 学区社協の手引きの作成推進(10学区程度)(再掲)
- ・ 子ども食堂の支援(再掲)
- ・ 大津市社会福祉協議会施設連絡会の運営
- ・ 歳末たすけあい募金配分事業の推進
- ・ 生活支援体制整備事業の第1層、第2層協議体の運営(再掲)
- ・ 滋賀の縁創造実践センターへの参画(再掲)
- ・ ボランティアコーディネーション力検定受講者への助成

地域福祉を協働で進める取り組みの推進(方向性3-4)

- ・ 第5次地域福祉活動計画推進委員会と推進プロジェクトチーム会議(年3回)の開催
- ・ 一希一灯会実行委員会への参画
- ・ フリースペースの支援(再掲)
- ・ 生活支援体制整備事業の第1層、第2層協議体の運営(再掲)
- ・ 淡海フィランソロピーネット(社会貢献活動団体)への参画
- ・ 大津市社会福祉協議会施設連絡会の運営(再掲)
- ・ 組織構成会員、特別会員、賛助会員募集の積極的推進
- ・ 理事会、常任理事会、評議員会、監事会の開催
- ・ 職場の働き方改革と労働安全衛生の推進
- ⑨・ 人事考課制度の構築・目標管理制度の導入